



特別支援学級の教育課程について再確認してみませんか？

特別支援学級の教育課程は、一人一人の児童生徒の実態に応じて編成されます。ですので、個々の教育課程を理解したうえで、効果的な指導を行う必要があります。…ということで、今回は、特別支援学級担任のみならず、交流学級担任や教科担任、支援員等、全ての先生方に知っておいていただきたい「特別支援学級の教育課程」について、レオ先生と一緒に確認していきましょう。



レオ先生

今年度は交流学級の担任でしたが、「特別支援学級」についてもっと知っておかねば、と感じた1年でした。改めて「特別支援学級」の基礎知識、教えてもらえませんか？

では、基本の基からお話ししますね！

特別支援学級は、通常の学級における学習では十分にその効果を上げることが難しい児童生徒のために、特別な配慮のもと、その能力や個性に応じて適切な教育が受けられるように、小・中学校に設置される少人数の学級です。1学級8人が上限となっています。

特別支援学級は、障がい種別ごとに設置されます。福井県では、「知的障がい」「自閉症・情緒障がい」「言語障がい」の3つの障がい種別の学級があります。

対象は、障がいの状態や教育上必要な支援等を考慮して、特別支援学級において教育を受けることが適当とされる児童生徒です。また、通常の学級と交流及び共同学習を行う場合でも、原則として週の授業時数の半分以上、特別支援学級において指導が必要とされる児童生徒になります。



なるほど。保護者に説明する機会もあるので、これは知っておかなきゃ、ですね。ところで、特別支援学級の時間割には「自立活動」や「生活単元学習」等の時間がありますよね。また、各教科の時間に、当該学年の教科書を使っていないこともあるような…。

特別支援学級の教育課程は、一人一人の児童生徒の実態に応じて編成されます。**原則的には、小・中学校の通常の教育課程に準ずることとなりますが、特に必要がある場合は、特別の教育課程によることができる、とされています（学校教育法施行規則第138条）。**

また、学習指導要領（第1章第4の2の（1）のイ）では、以下のように述べられています。

- イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。
 - (ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す**自立活動を取り入れること。**
 - (イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を**下学年の教科の目標や内容に替えたり**、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う**特別支援学校の各教科に替えたりする**などして、実態に応じた教育課程を編成すること。



実態に応じた教育課程の編成…納得しました。そして、特別支援学級では「自立活動」を取り入れる必要があることも分かりました。自立活動は「学校教育活動全体を通じた指導が必要」って聞いたことがあるので、交流学級でも自立活動の視点を大切にしていきたいと思います。

…ただ、知的障がい学級では生活単元学習の授業があるのに、自閉症・情緒障がい学級では「生活単元学習はやらないんだよ」なんて話を聞いたことがあります。教育課程についてもう少し具体的に教えてください。

児童生徒の実態、特に、知的障がいの有無によって特別の教育課程の組み合わせ方は異なります。

知的障がいのない児童生徒の場合、小・中学校に準ずる教育課程＋自立活動が基本になります。ただし、前述の通り、児童生徒の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えることができます。

知的障がいのある児童生徒の場合も、小・中学校の学習指導要領に基づく教科等の内容を指導することが基本です。ただ、知的障がいがあるために、当該学年もしくは下学年の指導内容の適用が難しい場合には、特別支援学校（知的）の各教科の目標及び内容に替える、各教科等を合わせた指導を行う等、児童生徒の実態に合った教育課程を編成することができます。

対 象	編成可能な教育課程・例
知的障がいのない児童生徒 ★自閉症・情緒障がい学級 ★言語障がい学級	①当該学年の教科等＋自立活動 ②当該学年の教科等＋下学年の教科等＋自立活動 ③下学年の教科等＋自立活動
知的障がいのある児童生徒 ★知的障がい学級	①当該学年の教科等＋下学年の教科等＋自立活動 ②下学年の教科等＋自立活動 ③特別支援学校（知的）各教科等＋下学年の教科等＋自立活動 ④特別支援学校（知的）各教科等＋自立活動 *自立活動を特設しない場合は「合わせた指導」で実施



つまり、知的障がい学級在籍児童生徒は、その実態に応じて特別支援学校の指導形態をとってもよいということか…。だから、知的障がい学級では「各教科等を合わせた指導」である「生活単元学習」や「作業学習」を設定できるという訳ですね！

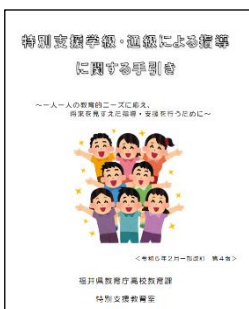
レオ先生、その通りです！ただし、知的障がい学級に在籍しているからといって必ず「合わせた指導」を行わなければならない、ということではありません。児童生徒にかかわる全ての教職員による複数の目で実態把握を行い、児童生徒一人一人の教育目標を達成するためにはどのような指導内容が必要であるか、その理由を明らかにしながら、教育課程を工夫してください。授業時数の配当や時間割の作成等は、特別支援学級担任だけでできることはありませんから、**学校全体で組織的かつ計画的**に行ってくださいね。

また、特別の教育課程を編成する場合は、**保護者への丁寧な説明**が必要ですし、担任や教科担任、就学先が変わるタイミングには、指導が継続するよう個々の教育課程について、しっかり引き継ぐようお願いします。そろそろ来年度に向けて準備をはじめるとよいかもしれませんね。



特別支援学級の教育課程…なかなか奥が深そうですね。交流学級担任としてもっと勉強したいと思います!!

さらに学び続ける教師、レオ先生であった。



特別支援学級のこと、
通級による指導のことで迷ったら、まずはこれ！

特別支援学級・通級による指導に関する手引き

<令和5年2月一部改訂 第4版>

福井県教育庁高校教育課 特別支援教育室

★ 福井県特別支援教育センターHPの一番下、
福井県教育委員会の刊行物からも見ることができます。

さらに学びたい先生、必見！
**教育課程編成上の
留意点**

次ページへGO





特別支援学級の教育課程編成上の留意点

	知的障がいのない児童生徒 ★ 自閉症・情緒障がい学級 ★ 言語障がい学級	知的障がいのある児童生徒 ★ 知的障がい学級
各教科 (小) 外国語活動等(含む)	<input type="checkbox"/> 小・中学校の教育課程に準ずる <input type="checkbox"/> ただし、実態に応じて ・下学年の教科の目標や内容に替えることが可能	<input type="checkbox"/> 小・中学校の教育課程が基本 <input type="checkbox"/> ただし、実態に応じて ・下学年の教科の目標や内容 ・知的障がい特別支援学校の各教科 に替えることが可能 <input type="checkbox"/> また、各教科等を合わせた指導 ・日常生活の指導 ・遊びの指導(小学校) ・生活単元学習 ・作業学習(主に中学校)として行うことが可能
特別の教科 道徳	<input type="checkbox"/> 必ず実施(授業時数が1時間以上)	<input type="checkbox"/> 必ず実施(授業時数が1時間以上) <input type="checkbox"/> 各教科等を合わせて指導を行う場合、その指導の形態の中に含めて行うことが可能
特別活動	<input type="checkbox"/> 必ず実施(授業時数が1時間以上)	<input type="checkbox"/> 必ず実施(授業時数が1時間以上) <input type="checkbox"/> 各教科等を合わせて指導を行う場合、その指導の形態の中に含めて行うことが可能
自立活動	<input type="checkbox"/> 必ず実施 ・全ての児童生徒が履修(授業時数が1時間以上)	<input type="checkbox"/> 必ず実施 ・全ての児童生徒が履修(授業時数が1時間以上) <input type="checkbox"/> 各教科等を合わせて指導を行う場合、その指導の形態の中に含めて行うことが可能
学習の時間 総合的な	<input type="checkbox"/> 必ず実施(小学校3年生以上)	<input type="checkbox"/> 小学校においては、必修ではない <input type="checkbox"/> 中学校においては、必ず実施
備考	<input type="checkbox"/> 各教科等を合わせた指導の設定は不可	<input type="checkbox"/> 各教科等を合わせた指導の学習評価は、その指導に含まれる教科等の目標に準拠した評価の観点で行う



*児童生徒の教育課程に応じた教科書の選択もお願いします！

基本的には、通常の学級で使用している「検定教科書」を使いますが、実態に応じて「文部科学省著作教科書(☆本)」や「一般図書(附則9条本)」を選ぶことができます。(詳細は、特別支援学級・通級による指導に関する手引きP28・29)

* 時間割の編成にあたっては、当該学年の標準授業時数を参考にします。児童生徒の個別の指導計画等を踏まえながら、指導形態(各教科等や各教科等を合わせた指導)の決定 や 交流及び共同学習の時間を含めた授業時数の配分等を学校全体で十分に検討してください。

参考：★ 特別支援学級・通級による指導に関する手引き 福井県教育庁高校教育課 特別支援教育室 <令和5年2月一部改訂 第4版>

★ 特別支援教育の手引 鳥取県教育委員会 <令和4年3月改訂>

★ 特別支援学級および通級による指導における教育課程等の調査 作成要領/記入例